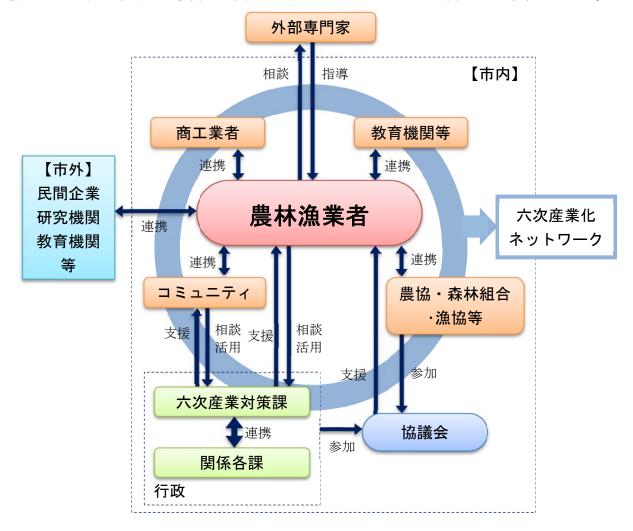
3. 計画の推進体制

- 農林漁業者を中心に、六次産業化に関わる各主体を「六次産業化ネットワーク」としてつなぎます。
- 支援体制としては、行政の窓口として六次産業対策課を設置し、相談や助成制度の受付窓口、勉強会・ 相談会の事務局等として、市内の六次産業化の動きに即応して機能するような体制構築を図ります。
- 行政を含め、農協、森林組合、漁協等の関係機関等からなる協議会を設置し、各関係機関が連携した支援の実施や新たな仕組みの検討など、農林漁業者の取組を下支えする機関として位置付けます。



4. 目標値の設定と計画の見直し

- 今後、六次産業化の着実な進展を図るため、本計画の目標値を以下のとおり設定します。
- この目標値は、5 ヵ年間で均等に達成していくのではなく、年度ごとに成果が大きく変動することも考えられるため、本市における農林漁業の六次産業化の熟度を常に見極めつつ、必要に応じて本計画の抜本的な見直しも視野に入れながら、状況の変化にできる限り速やかに、かつ、柔軟に対応します。

計画期間(平成26~30年度)内に

新たに六次産業化に取り組んだ農林漁業者の数 10 (団体を含む)

薩摩川内市六次産業化基本計画 概要版

発行年月日: 平成26年3月

発 行:薩摩川内市 農林水産部 農政課

〒895-8650 鹿児島県薩摩川内市神田町 3 番 22 号 TEL: (0996) 23-5111 (代表) FAX: (0996) 20-5570

概要版

薩摩川内市六次産業化基本計画

平成 26 年 3 月 薩摩川内市

本市では、市の重要な産業である農林漁業の振興及び農林漁業経営の改善を図るため、平成25年7月に「薩摩川内市農林漁業の六次産業化の促進に関する条例」を制定しました。本市の状況や国の動向等を踏まえながら、同条例に基づき、農林漁業の六次産業化の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として、本計画を策定します。本計画の計画期間は、平成26年度から30年度の5ヵ年間とします。

1. 基本理念

"農林漁業者"が主役の六次産業化の推進

- 「農林漁業の六次産業化の促進に関する条例」制定の狙いは、農林漁業者それぞれが自らの経営の長所・ 短所を見直し、改善するきっかけとして、六次産業化を位置付けたことにあります。行政としても、そ うした農林漁業者の主体的な取組を支援することで、本市の農林漁業の将来にわたる持続的な発展を目 指していきたいと考えています。
- ただし、六次産業化の基本・基礎となるのは一次産業である農林漁業であり、その基盤が揺らげば、六次産業化も決して成功しないことから、農林漁業者が全ての六次産業化の取組の主役になることが必要であると位置づけ、上記のとおり基本理念を掲げることとしました。
- なお、実際に六次産業化の取組を具体化する道筋は、個々の経営ごとに異なり、新たな経営努力に加えて、その過程で様々なリスクの発生が想定され、それぞれの経営判断が求められます。
- 個々の六次産業化の取組が実を結ぶためには、自らの経営や生産物の特性を十分に把握した上で、予め その販路、売り先を明確に設定した戦略を構築することや、農林漁業者自らの創意工夫による新たな付 加価値を生み出すものづくり・商品づくりへの取組を行政を含む関係者が連携して支援していくことが 重要です。

▼六次産業化とは・・・

地域資源を有効に活用し、農林漁業者がこれまでの原材料 供給者としてだけでなく、自ら加工(第二次産業)、販売 (第三次産業)に取り組み、経営の多角化を進めることで、 農林漁業の雇用確保や所得の向上を目指すこと



▼薩摩川内市農林漁業の六次産業化の促進に関する条例とは・・・

制定年月日: 平成25年7月8日

目的:本市において農林漁業の六次産業化を促進することが農林漁業者の所得の確保及び本市における雇用の増大にとって重要であることに鑑み、農林漁業の六次産業化の実施を支援するための措置を講ずることにより、本市の重要な産業である農林漁業の振興及び農林漁業経営の改善を図り、もって本市の経済社会の活力の向上に寄与すること

2. 基本方針 • 基本施策

				宝施	時期
基本方針	基本施策	施策の内容	実施する事業	前期	後期
(1)六次産業化の 基礎となる一次 産業を振興する	①一次産業の振興	⇒ 農林漁業者の経営拡大や生産物の品質向上のための取組を支援する⇒ 農林漁業に従事する若手や女性の活躍の場を設け、新たな取組を促進する⇒ 農協、森林組合、漁協等の関係機関との連携を強化し、一次産品のブランド化や新商品開発、販路開拓等を下支えするなど、農林漁業者の補完機能を強化する	○農林漁業者の経営拡大・品質向上のための支援の充実○農林漁業の担い手育成・支援制度の構築○若手や女性の農林漁業者間の意見交換会の開催○関係機関との連携の強化	•	•
	②地域資源の見直し及び掘り 起こし	● 農林漁業者自身が自らが生産しているものの良さや価値、こだわり等を見直すための仕掛けを行う● 地域の活用しきれていない又は眠っている資源を掘り起こし、その活用策を検討する	〇地域資源の掘り起こしワークショップの開催	•	
(2)六次産業化の 担い手を育成す る	③六次産業化を学ぶ仕組みづ くり	⇒ 市主催のシンポジウムや勉強会、出前講座の開催に加え、国、県等による農林漁業者の人材育成のためのセミナー等への人材派遣を通して、農林漁業者の誰もが六次産業化について理解を深め、取組におけるポイントやノウハウを学ぶことができる機会を設ける	○基本計画の出前講座の開催○六次産業化推進シンポジウムの開催○農林漁業者のための基礎知識勉強会の開催○農林漁業者の研修会への派遣の実施	•	•
	④組織化による取組体制の強 化	● 農林漁業者の組織化による取組体制を強化する● 組織内での役割分担に基づく各人材のスキルの向上や取組全体をコーディネートできる組織リーダーの育成を図る	○六次産業化リーダーの育成 ○六次産業化による起業化・法人化研修会の開催	•	•
	⑤外部アドバイザーの活用に よる専門性の補完	● 農林漁業者の六次産業化のアドバイスを行う人材を市内で育成し、その蓄積を図る● 商品開発やPR、販路拡大を仲介、指導をする内外の六次産業化の専門家による相談会及び個別指導の機会を設け、商品のコンセプトづくり、適切な価格の設定、パッケージデザイン、商品の売り方等を支援する	○六次産業化支援アドバイザーの育成及び蓄積	•	
			〇内外の六次産業化の専門家による相談会及び個別指導の実施	•	•
	⑥業者間のネットワークの構築 及び異業種とのマッチング機 会の提供	⇒ 六次産業化の取組実施に当たり、異業種による連携・交流を促進するため、市内の農林漁業者と 商工業者をつなぐ機会や連携する仕組みをつくる	〇異業種連携・交流のための六次産業化ネットワーク等の構築	•	•
(3)消費者ニーズに 対応した商品開	⑦消費者ニーズを踏まえた新 商品の開発の促進	農林漁業者が加工品開発の手法等を学び、加工技術を向上させる機会を設け、消費者のニーズを十分に反映した新たな商品の開発を支援する民間企業や教育機関等との連携による商品の研究開発を促進する	〇加工品開発勉強会の開催		•
			○商品の研究開発の促進	•	•
	8商品マーケティングの支援	⇒ 最近の市場の動向や、顕在需要(市内の直売所利用者等)と潜在需要(市外の居住者)のニーズ 等を把握することにより、商品開発のために必要な消費者ニーズの明確化を支援する	〇消費者ニーズ調査の実施	•	
発を進める	9民間企業との農商工連携や		〇民間企業のノウハウや技術の活用促進	•	•
	教育機関等と連携した新商 品開発の促進	➡ 民間の製造業者や市内の教育機関・福祉施設等と連携した商品開発を促進する	〇六次産業化における産学官連携の推進		•
(4)商品一つひとつ の付加価値を高 めるためのPR や販路拡大を行 う	⑩商品に応じた販路の開拓支 援	● 既存の道の駅や農産物直売所の直販機能を強化、ネットワーク化し、品ぞろえの充実を図るとともに、農林漁業者の顔が見える取組展開を図る	〇既存直売所のネットワーク化 〇農林漁業者の顔が見える取組の強化	•	
		○ 市内の飲食店等における地産地消の拡大を促進し、商品の販路として位置付けを強化する	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		
	⑪シティセールスと連動した戦 略的情報発信の推進		〇シティセールスと連動した六次産業化のPR・プロモーション活動の実施 〇六次産業化フェアの開催	•	•
			〇ICTを介した六次産業化実施者と消費者の交流の仕組みの検討 〇商品の販売・情報窓口の一元化	•	•
	⑫商品ブランド戦略の明確化	⇒ ブランドの確立等により開発商品の付加価値を高め、商品の品質・イメージ向上を図る「攻めの戦略」と商品のパッケージやネーミング、ロゴ等の知的財産の権利化及び活用により価値の維持を図る「守りの戦略」の両輪での取組を支援する	〇地域ブランド戦略づくりの支援 〇市独自の六次産業化ブランド認証制度の構築 〇知的財産の権利化及び活用の支援	•	•
	③市の観光戦略と連動した取 組の展開	■ 観光農園等、食に関する体験ができる場を提供することにより、市の観光戦略の一つとして進めている体験型観光との連動を図る	○体験型観光との連動		•
		⇒ 新商品開発や、加工・製造施設整備、機器導入等のための支援制度を創設する	○市独自の助成制度の創設	•	
(5)各段階に応じた	の構築	● 商品開発のための国、県等の交付金制度の手続等を支援する	○国、県等の交付金制度の手続等の支援	•	•
支援体制を整備		● 関係機関が連携した協議会や六次産業化担当部署を設置し、きめ細かな支援体制の整備や支援	○関係機関が一体となった支援体制の整備	•	
する	援体制の確立	窓口の一本化を図る	○六次産業化担当部署の設置 	•	
	⁽¹⁾ ロミュニティビジネスの確立 の促進	● 地域、コミュニティぐるみでの六次産業化の取組が進展するようなきっかけづくり等を促進する	〇地域コミュニティ単位での六次産業化の促進	•	•

【実施時期】 前期:平成 26~27 年度(2ヵ年) 後期:平成 28~30 年度(3ヵ年)